

官庁施設の基本的性能基準（令和 2 年改定）【概要】

■目的・概要

官庁施設として有すべき性能を確保することを目的に、官庁施設の基本的性能の水準並びに技術的事項及びその検証方法を定めたものです。

なお、本基準の項目のうち、環境保全性については「官庁施設の環境保全性に関する基準」に、耐震及び対津波については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に、防犯については「官庁施設の防犯に関する基準」に、ユニバーサルデザインについては「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に性能の水準等が定められています。

■主な内容

- ・以下の項目に関する性能の水準及び水準を確保するための技術的事項について
 - 社会性：地域性、景観性
 - 環境保全性：環境負荷低減性、周辺環境保全性
 - 安全性：防災性、機能維持性、防犯性
 - 機能性：利便性、ユニバーサルデザイン、室内環境性、情報化対応性
 - 経済性：耐用性、保全性

■主に使用する時期

- ・企画立案段階、設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・企画立案に関する業務、設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。
- ・発注者が自ら企画立案を行う場合は、施設の性能設定に使用します。

<業務実施時の適用方法>

- ・本基準の技術的事項等に基づき、施設の企画立案、設計を行います。
- ・施設の設計が技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証します。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、本基準を確認します。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、に対する事項]

- ・この基準に定めのない性能の項目、性能の水準、技術的事項、検証方法については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設定してください。【発】
- ・この基準に定める性能の水準を満たすための標準的な手法やその他の技術的事項については「建築設計基準」「建築構造設計基準」「建築設備計画基準」「建築設備設計基準」等に定められています。【発】【設】